

#### 議事要旨(4) IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（作業部会長）より、IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況の概略について、説明資料[本日の検討の概要(4)-1]に基づき説明があった。続けて紙谷ディレクターより、「コメント募集（質問項目を含む）」「[会計基準名称]の公開草案の公表にあたって」、「[会計基準名称]の適用」、「企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」」、「企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」」及び「作業部会及び親委員会で聞かれた主な意見」について、説明資料[審議事項(4)]に基づき詳細な説明がなされた。

「コメント募集（質問項目を含む）」の説明に対する委員からの質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の発言があった。
  - ・ 基本的な考え方と実務上の困難さから受け入れ難いものについて「削除又は修正」という判断過程と矛盾することから、修正会計基準第1号又は第2号のいずれかのみを選択できるようにすべきか、という質問項目を入れるべきではない。また、個別の質問項目に記載されていない内容について意見を求める質問項目が設けられている。そのため、当該選択肢について質問項目に加える必要はないのではないかと。あえて具体的な質問として取り上げ、当委員会が選択制を重要と考えているような印象を与えるべきではない。
- ある委員より、次の発言があった。
  - ・ 修正会計基準第1号又は第2号のいずれかのみを選択した場合の問題点について十分に検討していない状況で、修正会計基準第1号又は第2号のいずれかのみを選択できるようにすべきか、という質問項目を入れることは、バランスに欠ける。修正会計基準第1号又は第2号のいずれかのみを選択することを認めた場合、[会計基準名称]に準拠して連結財務諸表を作成している旨を記載する際に、どちらかの修正会計基準を適用しなかった旨をどのように記載するのかという問題が生じる。このような検討がなされていない段階では質問項目に加えるべきでない。
- ある委員より、次の発言があった。
  - ・ 修正会計基準第1号又は第2号のいずれかのみを選択できるようにすべきか、という質問項目を入れる場合、選択制をよしとする考え方があったうえで質問項目とすべきである。しかし、過去の作業部会及び親委員会における議論において、修正会計基準第1号又は第2号のいずれかのみを選択できるようにすべきであるという意見が大勢を占めたことはないため、質問項目に加える必要はないと考える。

- ある委員より、次の発言があった。
  - ・ コメントの募集期間は3か月が適切であるとする。通常は2か月だが、公開草案の内容から3か月は必要とする。また、この結果を待って判断を留保している関係者もいることが考えられ、それ以上のコメント期間は適切ではないとする。
- ある委員より、次の発言があった。
  - ・ 修正会計基準第1号のみを採用することと、修正会計基準第2号のみを採用することとそれぞれに異なる根拠を会計基準設定主体が説明するのは困難と考えられる。
- これらの意見を受けて、小賀坂副委員長より、修正会計基準第1号又は第2号のいずれかのみを選択できるようにすべきか、という質問項目を入れるかどうかについて、今回の審議では、質問項目に入れるべきではないとの意見が比較的多数であり、基本的には質問項目から外す方向で検討する旨の発言があった。

「[会計基準名称]の公開草案の公表にあたって」及び「[会計基準名称]の適用」の説明に対する委員からの質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の発言があった。
  - ・ 「この基本的な考え方に基づき、IFRSの個々の会計基準をレビューするエンドースメント手続を行うことは、会計基準が資本市場における重要なインフラの一部とされる中、財務諸表の利用者の意思決定有用性を高め、財務諸表の利用者及び作成者に便益をもたらす」という記載は、日本基準やピュアIFRSとの関係で誤解を生む表現となっているのではないか。
- ある委員より、次の発言があった。
  - ・ 今回事務局が提示したエンドースメント手続の意義に関する記載は、当面の方針でも記載されていなかった基本的な考え方の内容を説明しており、的確に考え方を示したものになっていると考えられる。
- ある委員より、次の発言があった。
  - ・ 今回の文案で会計基準に係る基本的な考え方の背景として、「会計基準は、企業経営に規律をもたらすべきものであり」と記載したうえで「その結果、企業の持続的成長、長期的な企業価値の向上に資する役割を担う」と記載されているが、「べき」というのは考え方の問題である一方、「その結果」は事実の問題であるため、論理的につながっていないように思われる。
- ある委員より、次の発言があった。

- ・ すべての収益及び費用を包括的に純損益に含めることは経営の規律に関連し、また、のれんの償却費の回収を意識して経営することは企業の持続的な成長や企業価値の向上に寄与する面があるため、今回事務局が提示した記載は、のれんとリサイクリングを修正した背景や基本的な考え方が理解できるものとなっていると考える。
- ・ 文案が日本基準やピュア IFRS との関係で誤解を生む表現となっているのではないかという意見があったが、日本基準は我が国の考え方に基づいて開発されており、一方、今回のエンドースメント手続はそれとは異なる観点から判断しているものであり、日本基準への影響はないのではないかと考える。

「企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」」及び「企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」」の説明に対する委員からの質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の発言があった。
  - ・ 企業会計基準委員会による修正会計基準第2号で、資本性金融商品の OCI オプションについて、関連する OCI 累積額をリサイクリングするよう「削除又は修正」することに伴って減損処理が必要となり、IAS 第 39 号に即した規定が提案されているが、これはどのように理解したらよいか。
  - ・ 文案では確定給付負債又は資産（純額）について、リサイクリングのトリガーを企業が個々の従業員に退職金を支払った時点とし、その時期の代替として平均残存勤務期間で按分するとされている。しかし、多くの我が国の関係者は必ずしもそのように考えていないのではないかと懸念がある。むしろ、期間配分の考え方をここで主張すべきではないか。それが難しい場合には、退職時までにはリサイクリング処理するのが適切であるなどの表現に見直してはどうか。
- これに対して、事務局より、以下の説明があった。
  - ・ IAS 第 39 号の規定はばらつきが生じてしまう点に批判があるが、日本基準上の数値基準を提示すべきかを考えると、それぞれ一長一短がある。IAS 第 39 号の規定自体は、「削除又は修正」しない提案をしていることを考慮して、現在の減損処理に関する提案となっている。
  - ・ 確定給付負債又は資産（純額）の結論の背景の記載については、ご意見を踏まえて考えたい。
- ある委員より、次の質問があった。
  - ・ 確定給付制度債務の見積りと実績の差について、一時点に純損益に認識すべきでなく、将来にわたって純損益に認識することが適切とする背景として、「長期的に収束するものと考えられる」と記載されているが、表現が断定的すぎると考えられるため、見直してはどうか。

- ある委員より、次の発言があった。
  - ・ 修正会計基準では IASB が公表した会計基準等の原文（英文）に対して「削除又は修正」することが規定されているが、修正会計基準の「削除又は修正」の対象ではない規定についても、準拠すべき規定は英語の原文であることを明記してはどうか。

これに対して事務局より、IASB が公表した会計基準等は英語であることは自明であると考えられるため、規定に記載せずに、周知をしていくことが必要との説明があった。
- ある委員より、次の発言があった。
  - ・ 修正会計基準第 1 号の結論の背景は、期間対応やのれんの減価などの分かりやすい言葉が入っており理解しやすいが、修正会計基準第 2 号の結論の背景は理屈のみが記載されており、一般的には理解されにくいと思われる。長期間に渡る株式の持ち合いが解消されるにも関わらず損益が計上されないのは納得感に欠けるといった意見も含めて記載してはどうか。また、関連会社株式に該当するかどうかで減損を行うかが変わることについても結論の背景で触れることが考えられる。

これに対して事務局より、ご意見を踏まえて文案を考えたいとの説明があった。

最後に、小野委員長より、次回以降の委員会で意見がまとまった段階で、公開草案の公表の議決を行いたいとの説明があった。

以 上